

【15】〔西牧入矢川村より信州佐久郡ほつちへ罷出候道女通  
間敷旨外通行規定に付請書〕…寛永八年（一六三一）

（下仁田町 神戸家文書 P八二二三 No.一八二二―二）

一上州西牧入矢川村より信州佐久郡ほつちへ  
罷出候道女一切通し申間敷候、在之者之外  
他所之者一切通し申間敷候、おして罷通候  
者候八、留置、江戸へ御注進可レ申候、御安内之外  
道無レ之候、見のかし候て通し候者、所之者  
罪過ニ可レ被ニ仰付一候、此在所ふさかり申候へ八  
めいわく申候間、如レ此申上候、仍如レ件

寛永八年三月十七日

小幡孫一様

塚原次左衛門様

金兵衛  
喜兵衛  
兵吉

《釈文》

一上州西牧入矢川村より信州佐久郡ほつちへ

罷出候道、女一切通し申間敷候、在之者之外

他所之者一切通し申間敷候、おして罷通候

者候八、留置、江戸へ御注進可レ申候、御安内之外

道無レ之候、見のかし候て通し候者、所之者

罪過ニ可レ被ニ仰付一候、此在所ふさかり申候へ八

めいわく申候間、如レ此申上候、仍如レ件

寛永八年三月十七日

小幡孫一様

塚原次左衛門様

金兵衛  
喜兵衛  
兵吉

《読み下し》

一上州西牧入矢川村より信州佐久郡ほつちへ

罷り出で候道、女一切通し申す間敷(まじく)候、在(ざい)の者の外

他所(たしよ)の者一切通し申す間敷候、おして罷り通り候

者候はば留め置き、江戸へ御注進申すべく候、御安内の外

道これなく候、見のがし候て通し候は、所(ところ)の者

罪過(ざいか)に仰せ付けらるべく候、此在所ふさがり申し候へば、

めいわく申し候間、此(かく)のごとく申し上げ候、仍って件(くだ

ん)の如(ごと)し

(後略)

## 《用語》

〔西牧…さいもく〕『群馬県立文書館収蔵文書目録一四 神戸金貴家文書(一)』(平成八年)の解題によれば、文禄三年(一五九四)の西牧谷の永高検地で設定されたもので、「西牧領」「西牧村」ともいう。延宝六年(一六七八)石高検地以後の村名では、大平村・坂詰村・森平村・藤井村・本宿村・黒川村・根小屋村・矢川村・漆萱村・芦野平村・三ツ瀬村・市野萱村(以上、下仁田町)・恩賀村・入山村(以上、現安中市)の一四か村をさすという。

〔矢川村…やがわむら〕現下仁田町西野牧。鐺川最上流部の谷筋に位置し、東南は根小屋村、北は和美峠を越えて信州馬取萱(まとりがや)村(現長野県北佐久郡軽井沢町)、西は矢川峠および香坂峠を経て信州香坂新田村(現長野県佐久市)に接する。近世はおおむね幕府領。寛文郷帳には元禄郷帳で枝村とされる大栗村が別記され、村高は両村合せて五八石余ですべて畑方、当村には御巢鷹山があった。

〔発地…ほつち〕発地村。現軽井沢町発地。沓掛宿の南方約三キロにある風越山と八風山の間にあり、上下に分れる本村と枝郷杉瓜及び馬越からなる。借宿から分岐する下仁田道(女街道または姫街道)と、岩村田宿(現佐久市岩村田)・小田井宿(現御代田町小田井)より茂沢・草越を経て入山峠(現軽井沢町境、群馬県安中市松井田町)に通じる日影通が交差する中馬道の要地。

〔間敷…まじく〕禁止、または、しないことを勧誘する意を表わす。ないうようにせよ。

〔在ノ者〕「在」はいなか、在所、特に都会から少し離れた所をいうことが多くことから、いなかのもの・土地のものの意味。

〔注進〕事件を急いで報告すること。

〔罪過〕罰すること。また、その処罰。

〔在所〕場所。ところ。

## 《解説》

この文書は、寛永八年(一六三二)に幕府目付として塚原次左衛門と小幡孫市の二人が派遣され検分が行われた際の史料である。検分の目的は、第一に関所の検分であり、それと同時に関所周辺にある信州(長野県)への抜け道の調査及びその閉鎖にあったという。まず幕府目付による抜け道の実施調査は、和美峠道の周辺から始められ、その際に村から出されたのがこの書付であった。抜け道の閉鎖は、一般に堀切りによって行なわれたが、矢川村から信州佐久郡発地村へ通じる道筋の場合、地元民の生活道路であったところから、地元村民の往来だけは認められていたらしい。しかし、他所者及び女性の往来は禁止されることになった。(参考：岡田昭二「寛永期における幕府の関所政策」『双文』三号、一九八六年)

中山道碓氷関所の裏固めの役割を果たした西牧関所は、下仁田道沿いの甘楽郡本宿村と藤井村の両村(現、下仁田町)に設置された関所で、藤井関所ともいう。創設は、南牧川沿いの砥沢村(現、南牧村)に置かれた南牧関所と共に、文禄二年(一五九三)代官中野七蔵の時とされている。そして寛永八年にはこの史料に見られるように幕府目付による検分と抜け道禁止を経て、九月に「藤井村・砥沢村御関所通行規定」が幕府から出されるに及び、幕府関所制度が確立することになったと見られている。